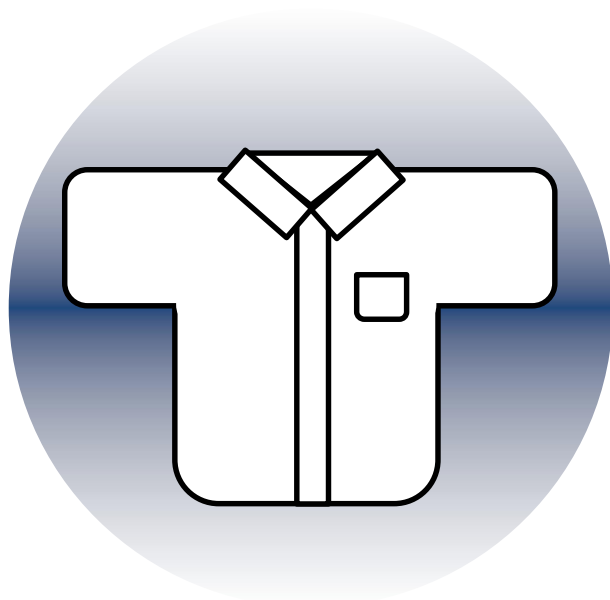


クリーニング所開設等手引き

令和8年4月
高崎市保健所



目次

1	クリーニング所の開設等について	1
(1)	クリーニング所の開設について	1
(2)	クリーニング業を行う場合に講ずべき措置	1
2	クリーニング所開設等に係る手続き	3
(1)	クリーニング所開設届	3
ア	クリーニング所開設までの流れ	3
イ	届出に必要な書類	3
ウ	検査手数料	3
エ	クリーニング所開設届記載要領	4
(2)	無店舗取次店営業届	6
(3)	クリーニング所届出事項変更届	6
ア	届出に必要な書類	6
イ	クリーニング所届出事項変更届記載要領	7
(4)	クリーニング所（無店舗取次店）廃止届	7
(5)	クリーニング所営業者地位承継届	8
ア	譲渡	8
イ	相続	8
ウ	合併	8
エ	分割	9
3	利用者に対する説明等	9
4	クリーニング師の研修等	9
5	クリーニング師免許の手続き	9

1 クリーニング所の開設等について

(1) クリーニング所の開設について

クリーニング所を開設しようとする者は、事前に届出を行い、施設の構造設備がクリーニング業法、高崎市クリーニング業を営む者が講ずべき措置を定める条例で定められた基準に適合することの確認を受けなくてはならず、確認を受けた後でなければ営業することはできません。

(2) クリーニング業を行う場合に講ずべき措置

クリーニング業を行うときは、以下の措置を講じなければなりません。

【衛生管理に係るもの】

共通事項
・クリーニング所及び業務用の車両（業者がその業務のために使用する車両）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと。
・洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終らないものに区分しておくこと。
・洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること。
・洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないもの）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。
・指定洗濯物（伝染性疾病にかかっている者が使用した物、おむつ・パンツ類、手ぬぐい・タオル類、病院等において療養のため使用された寝具類）を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。
・ねずみ、昆虫等の駆除を随時行うこと。
・業務上必要な物以外の物を置かないこと。
・採光、照明及び換気を十分に行うこと。
・仕上作業を行う場合は、手指を清潔にし、清潔な作業着を着用して行うとともに、洗濯等の処理が適正に行われていることを確認すること。
・洗濯物の処理を行うクリーニング所は、洗濯による廃液、排気等で周囲の環境を損なわないこと。
・指定洗濯物を取り扱ったときは、その取扱いごとに手指を消毒し、洗浄すること。
・業務に従事する者が結核その他の伝染性の疾病（以下「伝染性疾病」という。）にかかったときは、直ちにその旨を報告し、その指示に従うこと。
・伝染性疾病にかかっている疑いがある業務に従事する者に対して市長から当該伝染性疾病に係る健康診断を受けるべき旨の指示があったときは、その指示に従うこと。

ドライクリーニング用洗濯機を設置するクリーニング所
・使用する有機溶剤は、洗浄の効果を一定に保てるよう常に清浄なものとすること。
・使用後の有機溶剤を含む資材等を廃棄するときは、適正に処理すること。
・有機溶剤は、適正に管理し、その取扱いに当たっては安全及び衛生に十分留意すること。

貸おしぼり業（おしぼりを使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗濯し、さらに、貸与することを繰り返して行うクリーニング営業）を行うクリーニング所
・貸与したおしぼりは、4日以内に回収して処理すること。
・回収したおしぼりは、汚れの程度の著しいものとそれ以外のものとを分別し、それぞれ適切な方法により消毒を行うこと。
・包装の終わったおしぼりは、衛生保持に十分留意すること。

【構造設備に係るもの】

共通事項
・クリーニング所は、隔壁等により、外部及び住居その他の施設と完全に区分し、他の用途と併用しないこと。
・指定洗濯物を取り扱う場合は、流水式手洗い設備を設け、及び洗濯前の指定洗濯物を収納する専用の密閉が可能な容器を備えること。
・業務用車両を使用して指定洗濯物を運搬する場合は、当該車両に洗濯前の指定洗濯物を収納する専用の密閉が可能な容器を備えること。

共通事項（取次所を除く）
・洗濯物の受取及び引渡しを行う場所、洗濯物を選別し、洗濯し、及び乾燥する場所並びに洗濯物の仕上げを行う場所（以下「仕上場」という。）は、洗濯物の処理及び衛生保持に支障を来さない程度の広さ及び構造とすること。
・仕上場には、洗濯済みの洗濯物を仕上げるための専用の台を設けること。
・洗濯物の処理を行うクリーニング所は、洗濯物の処理に使用する洗剤その他薬品類を安全に格納できる設備を設けること。

ドライクリーニング用洗濯機を設置する場合は、次に掲げる措置を講じなければなりません。
・ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。
・クリーニング所全体を換気するのに十分な能力のある換気装置を設けること。
・洗濯による廃液を貯蔵する設備を設けること。
・有機溶剤を保管する場所は、直射日光及び雨水を防止できる構造とし、かつ、床面は、不浸透性材料を使用すること。
・有機溶剤を保管する容器等は、密閉でき、かつ、耐溶剤性を有するものとする事。

有機溶剤としてテトラクロロエチレンを使用する場合は、次に掲げる措置を講じなければなりません。
・廃液処理装置及び溶剤蒸気回収装置を設けること。ただし、ドライクリーニング用洗濯機に当該装置が内蔵されている場合は、この限りでない。
・蒸留残さ物等を保管する場所は、直射日光及び雨水を防止できる構造とし、かつ、床面は、不浸透性材料を使用すること。
・蒸留残さ物等を保管する容器は、密閉でき、かつ、耐溶剤性を有するものとする事。

取次所は、次に掲げる措置を講じなければなりません。
・床面積は、6.6平方メートル以上とすること。
・床面は、木材等を使用し、清掃しやすい構造とすること。

2 クリーニング所開設等に係る手続き

(1) クリーニング所開設届

クリーニング所を開設しようとする場合は、事前に届け出てください。

ア クリーニング所開設までの流れ

事前相談 構造設備などについて事前にご相談ください	▷	建築確認申請 建築確認申請等、建築に必要な手続きを行ってください(※)	▷	開設届 営業開始予定日の14日前までに届出してください	▷	施設検査 保健所の職員が施設の検査に伺います	▷	確認 検査後、確認通知書を交付します	▷	営業開始
------------------------------	---	--	---	--------------------------------	---	---------------------------	---	-----------------------	---	------

- ※ クリーニング所（特にドライクリーニングを行うクリーニング所）に使用する建築物について、都市計画法における用途区域の規制を受ける場合や建築基準法及び消防法令の手続きが必要となる場合がありますので、別途、高崎市都市計画課（027-321-1269）、高崎市建築指導課（027-321-1271）及び管轄消防署へ事前に相談し、必要な手続きを行ってください。また、クリーニング所（取次所を除く。）から発生する汚水や排水等について、水質汚濁防止法や下水道法の規制を受ける場合がありますので、高崎市環境政策課（027-321-1251）及び高崎市下水道局維持管理課（027-321-1290）へ事前に相談し、必要な手続きを行ってください。

その他の必要な手続き等については、別途確認の上、関係機関窓口へご相談ください。

イ 届出に必要となる書類

提出書類		部数	注意事項
クリーニング所開設届		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	平面図及び業務用機械等の配置図（寸法の入った図面）	1	構造設備等の配置を記入し、寸法の入った図面
	他に開設しているクリーニング所及び営業している無店舗取次店の名称、所在地、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数、クリーニング師の氏名、営業の内容を記載した書類	1	他にクリーニング所を開設している場合又は無店舗取次店を営業している場合
確認書類	クリーニング師免許証（原本）		取次所については、クリーニング師を設置する場合のみ

ウ 検査手数料

クリーニング所にあつては16,000円を、取次所にあつては9,000円を届出の際に納付してください。

エ クリーニング所開設届記載要領

様式第1号（第2条関係）

ク リ ー ニ ン グ 所 開 設 届

令和8年4月1日

(宛先) 高崎市長

届出（開設）者 住 所 〒370-0829

高崎市高松町123-1

ふりがな かぶしがいいしゃたかさき

氏 名 株式会社高崎
だいひょうとりしまりやく たかさき たろう
代表取締役 高崎 太郎

本 籍

年 月 日生

法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

電話番号 027-321-1234

次のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。

ク リ ー ニ ン グ 所	名称（ふりがな）	高崎クリーニング店（たかさきくりにんぐてん）	
	所 在 地	〒370-0829 高崎市高松町123	
	電 話 番 号	027-321-1234	
	用 途 地 域	準工業地域	
	開設予定年月日	令和8年4月30日	
管 理 人 (管理人を置いた場合)	氏 名		
	住 所		
	本 籍		
	生 年 月 日		
ク リ ー ニ ン グ 師	氏 名	高崎 太郎	
	住 所	高崎市高松町123-1	
	本 籍	高崎市高松町123-1	
	生 年 月 日	昭和42年2月2日	年 月 日
	登 録 番 号	第1234号	
従 事 者 数	5 人	業務用車両の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
営 業 の 内 容 (該当欄に○印を付すること)	<input type="checkbox"/>	洗濯物の受取及び引渡しのみを行う（取次所）。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	消毒を要する洗濯物（指定洗濯物）を取り扱う。	
	<input type="checkbox"/>	ドライクリーニングを行う。	
	<input type="checkbox"/>	貸おしぼりを処理する。	

<添付書類>

1 クリーニング所の平面図及び業務用機械等の配置図（寸法の入った図面）

2 本届出の他にクリーニング所又は無店舗取次店を開設している場合は、その名称、所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数、クリーニング師の氏名並びに営業の内容を記載した書類

<確認書類>

クリーニング師免許証

構造設備等の概要

【取次所】

面	積	m ²	床面の構造	
換	気	自然・動力		
洗濯物の処理を行うクリーニング所	名	称		
	所	在	地	
指定洗濯物を取り扱う場合				
流水式手洗い設備の有無			有・無	
洗濯前の指定洗濯物を収納する専用の密閉が可能な容器			クリーニング所	有・無
			業務用車両	有・無

【洗濯物の処理を行うクリーニング所】

延床面積	100	m ²	換	気	自然・動力	
業務用機械の種類及び数	ランドリー用(2台)、ドライ用(2台)、その他(台)					
洗場						
床面の構造	リノリウム					
床面の勾配及び排水口の有無	有・無					
ドライクリーニング用洗濯機を設置する場合						
廃液貯蔵設備の有無			有・無			
有機溶剤	種類	石油系溶剤・テトラクロロエチレン・HCHC類・CFC-113・1,1,1-トリクロロエチレン・その他()				
	保管場所	直射日光及び雨水を防止する構造の有無		有・無		
		床面の構造		リノリウム		
	保管容器等		密閉式のステンレス鋼製			
	テトラクロロエチレンを使用する場合					
	廃液処理装置	有・無・機械内蔵				
	溶剤蒸気回収装置	有・無・機械内蔵				
	蒸留残さ物等	保管場所	直射日光及び雨水を防止する構造の有無		有・無	
			床面の構造		リノリウム	
		保管容器等		密閉式のステンレス鋼製		
仕上場						
洗濯済みの洗濯物を仕上げるための専用の台			有・無			
指定洗濯物を取り扱う場合						
流水式手洗い設備の有無			有・無			
洗濯前の指定洗濯物を収納する専用の密閉が可能な容器			クリーニング所	有・無		
			業務用車両	有・無		
その他						
洗剤、その他薬品類を安全に格納できる設備の有無			有・無			
排水	公共下水道	浄化槽(人槽) /	年	月	日届出	

(2) 無店舗取次店営業届

クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取、引渡しをしようとする場合は、事前に届け出てください。

届出に必要となる書類

提出書類		部数	注意事項
無店舗取次店営業届		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	業務車両の仕様書、図面及び保管場所の図面	1	構造設備等の配置を記入し、寸法の入った図面
	他に開設しているクリーニング所及び営業している無店舗取次店の名称、所在地、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数、クリーニング師の氏名、営業の内容を記載した書類	1	他にクリーニング所を開設している場合又は無店舗取次店を営業している場合
確認書類	クリーニング師免許証（原本）		クリーニング師を設置する場合

(3) クリーニング所届出事項変更届

(1)、(2)の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。

ア 届出に必要となる書類

提出書類		部数	注意事項
クリーニング所（無店舗取次店）届出事項変更届		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	平面図等	1	構造設備を変更した場合は、変更内容を明らかにした仕様書や図面を添付してください。業務車両を変更した場合は、当該業務車両の仕様書等の図面を添付してください。
	他に開設しているクリーニング所及び営業している無店舗取次店の変更事項を明らかにした書類	1	他に開設しているクリーニング所及び営業している無店舗取次店に係る下記事項を変更した場合に添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ 業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号 ・ 従業者数 ・ クリーニング師の氏名
確認書類	クリーニング師免許証（原本）		クリーニング師を新たに雇用する場合や変更する場合

イ クリーニング所届出事項変更届記載要領

様式第3号(第4条関係)

クリーニング所(無店舗取次店)届出事項変更届

令和8年4月1日

(宛先)高崎市長

届出(開設)者 住 所 高崎市高松町123-1

氏 名 株式会社高崎

代表取締役 高崎 次郎

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号 027-321-1234

次のとおりクリーニング業法第5条第1項又は第2項の規定により届け出た事項を変更したので、同条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

クリーニング所又は無店舗取次店の名称	高崎クリーニング店
クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所	高崎市高松町123
変 更 年 月 日	令和8年3月31日
変 更 事 項	法人の名称・法人の主たる事務所の所在地・法人の代表者・構造設備・その他()
変 更 内 容	高崎 太郎 → 高崎 次郎

<添付書類>

- 1 構造設備の変更の場合は、その変更内容を明らかにした仕様書及び図面
- 2 業務用車両の変更の場合は、業務用車両の仕様書等
- 3 クリーニング業法施行規則第2条の規定による書類の変更の場合は、その変更内容を明らかにした書類

<確認書類>

クリーニング師免許証(クリーニング師を新たに雇用する場合又は変更する場合に限る。)

(4) クリーニング所(無店舗取次店)廃止届

クリーニング所又は無店舗取次店を廃止した場合は、すみやかに届け出てください。

提出書類	部数	注意事項
クリーニング所(無店舗取次店)廃止届	1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。

(5) クリーニング所営業者地位承継届

クリーニング所又は無店舗取次店の営業者について、譲渡、相続、合併又は分割による地位の承継があったときは、遅滞なく届け出てください。

○ 届出に必要な書類

ア 譲渡

提出書類		部数	注意事項
クリーニング所営業者地位承継届（譲渡）		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	営業の譲渡が行われたことを証する書類	1	
	他に開設しているクリーニング所及び営業している無店舗取次店の名称、所在地、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数、クリーニング師の氏名、営業の内容を記載した書類	1	他にクリーニング所を開設している場合又は無店舗取次店を営業している場合

※ 届出後、現地調査をさせていただきます。

イ 相続

提出書類		部数	注意事項
クリーニング所営業者地位承継届（相続）		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	被相続人の戸籍謄本若しくは除籍謄本又は法廷相続情報一覧図の写し	1	被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本に届出者及び他の相続人に係る記載がない場合、被相続人の改製原戸籍謄本も添付してください。 なお、届出者が被相続人の兄弟姉妹である場合は、届出者の親の除籍謄本及び被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本を添付してください。
	相続人全員の同意書	1	相続人が2人以上の場合
	他に開設しているクリーニング所及び営業している無店舗取次店の名称、所在地、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数、クリーニング師の氏名、営業の内容を記載した書類	1	他にクリーニング所を開設している場合又は無店舗取次店を営業している場合

ウ 合併

提出書類		部数	注意事項
クリーニング所営業者地位承継届（合併）		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	他に開設しているクリーニング所及び営業している無店舗取次店の名称、所在地、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数、クリーニング師の氏名、営業の内容を記載した書類	1	他にクリーニング所を開設している場合又は無店舗取次店を営業している場合

エ 分割

提出書類		部数	注意事項
クリーニング所営業者地位承継届（分割）		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	他に開設しているクリーニング所及び営業している無店舗取次店の名称、所在地、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号従事者数、クリーニング師の氏名、営業の内容を記載した書類	1	他にクリーニング所を開設している場合又は無店舗取次店を営業している場合

3 利用者に対する説明等

クリーニング所及び無店舗取次店の営業者は、洗濯物の受取、引渡しの際には、利用者に洗濯物の処理方法等について説明するように努めてください。

また、洗濯物の受取、引渡しの際には、苦情の申出先となるクリーニング所についての下記事項を店頭に掲示するとともに、掲示事項を記載した書面を利用者へ配布してください。

- ① クリーニング所の名称
- ② クリーニング所の所在地
- ③ クリーニング所の電話番号

なお、無店舗取次店の場合は、苦情の申出先となるクリーニング所についての下記事項を記載した書面を利用者へ配布してください。

- ① クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- ② クリーニング所の所在地又は車両の保管場所
- ③ 電話番号

4 クリーニング師の研修等

クリーニング所及び無店舗取次店におけるクリーニング師は、定期的（業務従事後1年以内又は研修受講後3年以内）にクリーニング師の資質の向上を図るために都道府県知事が指定した研修を受ける必要があります。

また、クリーニング所及び無店舗取次店の営業者は、定期的（クリーニング所の開設日又は無店舗取次店の営業開始日から1年以内又は講習受講後3年以内）に、従事者数の5分の1（端数を生じた場合は切り上げ）以上の者を選んで業務に関する知識の習得及び技術の向上を図るために都道府県知事が指定した講習を受講させる必要があります。

なお、研修を受けたクリーニング師は、講習を受けたものとみなされます。

※ 群馬県における研修、講習の開催等については、群馬県食品・生活衛生課（027-226-2445）へお問い合わせください。

5 クリーニング師免許の手続き

クリーニング師免許についての手続き（新規・書換え・再交付等）は、高崎市保健医療総務課（027-381-6111）へお問い合わせください。

【問い合わせ】

高崎市保健医療部生活衛生課環境衛生担当
Tel 027-381-6116（直通）